公共用地の一時貸付けについて

申請に当たり、次の事項をご確認ください。

１　利用条件　（いずれかに該当する場合に限る）

① 府中市が施工する事業の工事を請け負った者が、その工事に必要なため使用するとき。
② 国又は府中市以外の公共団体が施工する事業の工事を請け負った者、又は電気、ガス、電信事業その他の公益事業に伴う工事を施工する者が、その工事に必要なため使用するとき。
③ 隣接する土地の所有者又は使用者が、その所有又は使用する土地の工事等のために短期間使用するとき。

２　貸付け期間

１年以内、１日単位
※１年を超えての期間の延長はできません。期間終了後も貸付けを希望される場合は、改めて申請が必要です。

３　貸付け面積

全面または一部分のみの貸付けも可能です。財産活用課までご相談ください。

４　申請から貸付けまで

原則として、希望する貸付け開始日の２１日前までに申請してください。

① 利用条件、空き状況の確認
空き状況については、個別に財産活用課までお問い合わせください。
↓
② 申請
「６　申請書類」を確認し、申請してください。なお、メールでの申請も受け付けますが、必ず事前に空き状況を確認してください。
↓
③ 土地賃貸借契約の締結
契約に必要な費用を負担していただきます。
↓
④ 貸付け料納付
市が発行する納入通知書により、原則、貸付け期間開始までに貸付け料を納付してください。
↓
⑤ 貸付け開始

５　貸付け料

使用用途等によって異なります。財産活用課まで個別にご相談ください。

６　申請書類

① 普通財産借受承認願書
② 請負契約書の写し等
③ 借受地の案内（位置）図
④ 使用予定図（何をどこに置くか等、借受地をどのように使用するかを示す図）
⑤ 設置物がある場合はその設計図等

※利用条件③に該当する場合は、申請書類が変わる場合があります。
※紙で申請する場合、①・②・⑤については各１部、③・④については契約書に添付するため各３部ご用意ください。

７　注意事項

・周囲に飛散するような土・砂利・砂・残土等の一時的な保管はできません。
・土の付着した物を置く場合は、周囲に飛散しないよう常にブルーシートを被せるなど対策を行ってください。なお、苦情が来た場合は、契約解除する場合があります。
・産業廃棄物置場や振動・騒音・悪臭の著しい用途については一時的であっても貸付けできません。また、その他周囲の迷惑になるような場合についても貸付けできません。
・基礎を伴う建築物の設置はできません。
・現状有姿での貸付けになります。
・地盤沈下などが起こらないよう、対策を行ってください。
・期間終了後は、原則として原状回復をした上で返還してください。
・土地の転貸、権利の譲渡はできません。
・近隣の方々の迷惑にならないよう努めてください。
・夜間に作業をする場合は、個別にご相談ください。
・貸付け期間中は適宜に点検、清掃を行い、安全の維持並びに美観の保持に努めてください。
・府中市が公用または公共用に供するために必要な場合は、貸付け期間中であっても返還していただくことがあります。

【問合せ】
府中市総務管理部財産活用課財産活用担当
〒183‐8703 東京都府中市宮西町２丁目２４番
☎０４２（３３５）４５４０
E-mail　zaisan04@city.fuchu.tokyo.jp